

令和2年7月29日

鹿児島県登録介護支援専門員 各位

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の特例措置について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員研修等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月25日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）」（令和2年3月18日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）にて通知がなされているところです。

これを受け、本県では介護支援専門員証の有効期間について、特例として、下記のとおり資格を喪失しない取扱いとしますので、通知します。

記

1 特例措置

(1) 特例措置の対象者

本通知発出時点で登録地が鹿児島県である介護支援専門員のうち、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに有効期間が満了する方。

※ 登録地が鹿児島県以外である介護支援専門員の資格の取扱いについては、登録地の都道府県にお問い合わせください。

(2) 特例措置として資格を喪失しない取扱いとする期間

有効期間満了日の翌日から2年間は資格を喪失しない取扱いとする。

2 介護支援専門員証の取扱い

- 有効期間満了日が記載されている介護支援専門員証については、特例措置による有効期間満了日が記載された証等の発行はいたしません。
- 令和2年4月1日から令和4年3月31日までに介護支援専門員証有効期間が満了する方については、現在の有効期間満了日から2年間は、現在の介護支援専門員証を使用し、業務に従事できることとなります。
- ただし、現在交付されている介護支援専門員証の有効期間満了後は、介護支援専門員証と併せて別紙を携帯するようお願いいたします。
- 更新に必要な研修を修了した方については、更新手続きを行った上で、当初の有効期間満了日から5年間有効の証を交付することとなります。

例	(当初の有効期間満了日)	(特例措置により資格を喪失しない期限)	(更新手続後の有効期間満了日)
	令和2年8月31日	→ 令和4年8月31日	→ 令和7年8月31日

- 令和2年7月29日時点で、本県又は他都道府県において既に更新研修を修了しており、介護支援専門員証の更新手続きを行うことで資格の更新が可能な方については、今回の特例措置の対象とはなりません。通常の更新手続きを行ってください。

<別紙>

鹿児島県登録の介護支援専門員の皆さまへ

介護支援専門員の資格の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況及び介護支援専門員法定研修の実施状況を鑑み、介護支援専門員の資格を喪失しない取扱いとしています。

○ **対象者**
鹿児島県登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が
令和2年(平成32年)4月1日～令和4年(平成34年)3月31日の方。

○ **有効期間の取扱い**
本来の有効期間満了日の翌日から2年間は資格を喪失しない。

※ 介護支援専門員証を提示する際は、本紙を併せて提示してください。

令和2年7月29日
鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室

介護支援専門員証

写真

登録番号 46000000
氏名 鹿児島 一郎
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
交付年月日 平成〇〇年〇月〇日
①有効期間満了日 平成〇〇年〇月〇日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。

②鹿児島県知事 ○○ ○○

<介護支援専門員証での確認①>
有効期間満了日が
令和2年(平成32年)4月1日～
令和4年(平成34年)3月31日の方
が、本特例措置の対象です。

<介護支援専門員証での確認②>
鹿児島県以外の登録の方の取扱いについては、登録地の都道府県にお問い合わせください。